

## 委託による統計の作成等に係るガイドライン骨子案

### 第1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、統計法第34条の規定に基づく委託による統計の作成等に係る事務処理の明確化、統一化を図ることにより、各行政機関等が当該事務処理を円滑に遂行できるようにすることを目的とする。

### 第2 用語の定義

#### 1 委託による統計の作成等

統計法第34条の規定に基づき、行政機関等が調査票情報を利用して、統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行った結果の提供。

#### 2 統計の作成

調査票情報を用いて統計表を作成すること。名簿作成、調査票のプレプリント等個体が識別される場合は含まない。

#### 3 統計的研究

回帰分析など、調査票情報を利用して行う必要がある統計的な研究で、「統計の作成」以外の個体を識別しない統計的な研究。

#### 4 調査票情報

統計法第2条第11項に規定するもの（統計等の作成の過程で出来た統計表等も調査票情報に含まれる。）

#### 5 行政機関及び届出独立行政法人

統計法第2条第1項に規定するもの及び同法第25条の規定による届出を行った独立行政法人等。

### 第3 委託による統計の作成等の実施に当たっての基本原則

#### 1 事務処理要綱の策定

各行政機関及び届出独立行政法人等は、委託による統計の作成等に係る事務処理の明確化、効率化を図るために、事務処理要綱を策定。

#### 2 秘密保護の確保

統計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、委託による統計の作成等を行うため調査票情報を取扱う際に秘密の保護に十分配慮するとともに、提供する統計表に必要な秘匿処理を実施。

#### 3 効率的な事務処理の実施

統計の作成等に当たっては、プログラムの作成やテスト、統計等の作成や審査等を行う必要があり、ある程度専門的な知識経験が必要。また、委託の受付から統計等の提供までの事務処理を可能な限り速やかに行うためには、これらの業務を効率的に実

施することが必要。各行政機関及び届出独立行政法人等は必要に応じ、統計法第 37 条に基づき、事務の全部を政令で規定する独立行政法人への委託または事務の一部を民間へ委託等の方法を検討。

#### 4 申出に応じられない場合の明示

申出に応じるか否かは各行政機関及び届出独立行政法人等が個別に判断することになるが、明確に対応困難な場合あらかじめ明示しておくことは、委託する側と行政機関及び届出独立行政法人等の双方に有益。特に所管する基幹統計については対応可能な範囲を明示すること。

### 第 4 委託申出手続

#### 1 事前相談

委託申出書の提出後に統計の作成等が困難となる状況を防止するため、行政機関及び届出独立行政法人等は、可能な限り統計の作成等の申出を希望する者に対し、以下の内容について委託申出書の受付前に確認を行う。

統計の作成等の内容及び統計の作成等の可否  
想定される経費  
作成期間

(申出書提出前に合意しておく必要があるものについて検討)

#### 2 委託申出者(以下「申出者」という。)の範囲【P】

統計法第 34 条では、「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合」にのみ委託による統計の作成等ができる」と規定。

このため、申出者は、自分自身が責任を持って学術研究の発展に資すると認められる研究を行い得る者及び総務省令で定められる目的を実現できる者。(委託目的を参照)

なお、大学における申出者の範囲については次の考え方を参考に判断。

#### 《大学における申出者の範囲の考え方》

教授等の指導の下で、教授とともに大学院生や学部生が研究に携わる場合、教授等共同研究として、教授等と大学院生が研究を行う場合、全ての共同研究者個人として大学院生等が研究を行う場合(学部生の身分を理由とした排除は困難)、大学院生等

#### 3 委託申出書(以下「申出書」という。)の記載事項【P】

申出書に記載される申出事項は総務省令で規定(統計法第 34 条)

(各行政機関及び届出独立行政法人等統一の様式を別添で示す予定)

#### 4 申出書の受付窓口

申出書は各行政機関及び届出独立行政法人等が設置する所定の受付窓口へ提出。各行政機関及び届出独立行政法人等は、事務処理要綱に受付窓口を規定。

## 5 申出書の受付時期

受付事務の効率化、統計の作成等作業の計画的実施の観点から、各行政機関は、年間の受付時期・期間を設定し、受付時期を各年度当初に周知。

## 6 申出書の提出媒体

各行政機関及び届出独立行政法人等の受付窓口への直接提出、郵送、メールのいずれも可。

## 7 申出書の添付書類

申出書の提出に当たっては、申出内容の審査に必要な公益性を示す書類や作成する統計等の様式の添付を要請することとし、事務処理要綱に規定。

### 《添付書類の例示》

公益性を示す書類等

研究計画書，研究費を確保するために作成する既存の書類，過去の著書・論文一覧，発表予定の学会，大会の概要，掲載予定の学術誌等，指導教授や大学，学会からの推薦状等

作成する統計等の様式及び統計等作成の仕様

統計等の様式等。

## 8 本人確認【P】

申出者の本人確認方法を事務処理要綱に規定。

### 《本人確認方法の例示》

- ・ 所属機関への電話又はメールによる確認
- ・ その他本人であることを証明する書類の提出  
(必要な措置について掲載予定)

## 9 申出内容の審査

### (1) 審査の実施主体

審査は各行政機関及び届出独立行政法人等が実施。

### (2) 審査基準

統計法第34条では、「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合」にのみ委託による統計の作成等ができると規定し、委託目的に一定の公益性を要求。また、公益性確保のためには研究成果が公表され、社会に還元されることが必要。

このため、各行政機関及び届出独立行政法人等は、申出書の記載内容及び添付書類を基に、委託目的が学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合に合致するか、研究成果が適切に公表され、社会に還元されるかに重点を置いて、審査。

なお、委託目的については次の考え方を参考に判断。

#### 《学術研究の発展に資すると認める場合》

大学・研究機関における場合

大学や研究所などの教授，准教授，講師，ポストドクター，大学院生等が学術を目的として活動する機関が研究活動を行う場合を想定。

大学・研究機関以外における場合

営利企業に属する者の企業活動の一環としての研究も、学術的な研究で、その成果が社会に還元される場合や学術研究に営利目的が一部含まれる場合でも、その成果が社会に還元される場合は当該要件に該当。

しかし、研究成果が企業の業務資料や特定の顧客へのレポートである場合、当該要件に該当しない。

#### 《その他総務省令で定める場合》(P)

##### (3) 審査内容

申出者の属する機関が外形的にみて研究を行っている機関か  
研究の成果が社会に還元されるか  
提供したデータの管理体制や管理方法に信頼が置けるか  
研究内容と利用される統計調査の関係が適切であるか 等

#### 10 審査後における文書確認

特にオーダーメイド集計については民間委託を行う場合、業務を受注する民間事業者の存在が受託の可否に大きく影響するため、

- ・ 落札者を前提とする受託であることを了解すること。
- ・ 落札者が確定した段階で期日までに手数料を納付すること

などを明記した文書を受取るとともに、入札後に可否について最終的に通知。

#### 11 手数料【P】

政令で規定された手数料の算定方法に基づき事前に見積もった上で政省令で定める手続きによる方法で納付。

具体的な手続きについて別途提示予定。

#### 12 著作権に関する留意事項

成果物として提供される統計等については、委託申出者に著作権が発生する可能性があることから、委託申出者が成果物としての統計等に著作権を主張しないことを申出受理の条件とすることを委託申出者に明示。また事務処理要綱に記載。

### 第5 審査結果の通知等

審査結果は、申出の受付から 日以内に申出者に対し文書により通知。

委託に応じる場合、通知文書に提供の方法に基づく手数料を明示。

委託に応じられない場合、公平性や透明性を確保する観点から、通知文書にその理

由も明示。

また、総務省は各行政機関及び届出独立行政法人等の委託による統計の作成等の受付及び実施の状況と併せて、申出に応じなかった場合の理由を取りまとめ統計委員会に報告。

## 第6 記載事項に変更が生じた場合の手続き

記載事項に変更が生じた場合、直ちに変更の申出を行うよう要請。作成する統計等の内容に変更がある場合、変更が可能かどうかを確認し、変更できない場合は申出者に通知した上で処理を中止。この場合の手続きや経費の負担方法を事務処理要領に規定。

## 第7 統計の作成等の実施

### 1 委託による統計の作成等に係る契約の締結

- (1) 手数料額、作成した統計等の提出時期を明記した文書の取り交わし
  - (2) 手数料額の印紙を添付した書面の受領
- を含む必要事項について掲載予定。

### 2 統計の作成等の事務処理の実施期間

原則として、依頼を受ける段階で見積もった日数（遅延があり得る旨を通知）。遅延が予想される場合は、原則としての実施期間満了前に、その理由を付して提供予定日を申出者に文書で通知。

### 3 調査票情報の適正な管理

各行政機関は、統計の作成等を実施するに当たり、使用する調査票情報を適正に管理するための措置を実施。

### 4 統計の作成等

申出書の記載に従い、適切に統計等を作成。その際、調査対象者の秘密の保護の観点から、必要に応じて秘匿処理を実施。

秘匿処理の方法は、個々の統計調査により異なることから、各行政機関及び届出独立行政法人等は、別添1に示す秘匿処理の目安となる事例を参考に秘匿処理を実施。

秘匿処理等、必要な措置を講じた結果、申出者が期待する結果が得られない可能性があり得る旨、事前に通知。

災害や不慮の事故により統計の作成等が困難となった場合は、申出者に状況を説明し、作業実施期間の延長又は中止を協議。

### 5 統計の作成等作業の外部委託

- (1) 行政機関及び届出独立行政法人等が自ら実施する場合に加え、次の作業等を実施。事前相談において、民間委託を行う旨を伝え、受け手が無い場合に委託しない

旨通知。

業者から概算費及び作成期間見積の入手

委託による統計の作成等に係る契約において入札の結果、落札者がなければ受託しないことを条件とする旨を契約書に記載。

入札の実施（業者決定）

業者決定後に手数料額の印紙を添付した書面の受領

民間委託の開始

民間事業者からの納品、行政機関の検査

(2) 統計の作成等の作業を外部に委託した場合、申出を受けた行政機関及び届出独立行政法人等は受託業者から処理状況を定期、不定期に報告を受け、作業実施を適切に管理監督。

(3) 受託業者の創意工夫で統計等が作成されると著作権が発生する可能性があるため、成果物の著作権は各行政機関側に帰属する旨を契約で明確化。

(4) 調査票情報の取扱い等に関する書面による取決めの実施。

- ・ 秘密の保護に関する誓約書の提出
- ・ 調査票情報の受渡し、搬送、管理方法
- ・ 調査票情報の複写、貸与及び提供の禁止

等、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」に準じて規定。

（調査票情報の適正管理義務及び罰則に係ることを明示）

## 第8 作成した統計等の審査

### 1 作成した統計等の提供前における審査

#### (1) 審査主体

申出書を受けた行政機関及び届出独立行政法人等

#### (2) 審査内容

結果に誤りがないか。

依頼内容どおり集計されているか。

作成した統計等から個人、世帯または事業所・企業が特定される危険性がないか。（秘匿処理が適切に行われているか）

#### (3) 審査後の処理

審査の結果、統計等が適当と判断された場合、第9に示す方法により、申出者に提供。

不適当と判断された場合、適当と判断されるまでくり返し統計の作成等の作業を再実施

### 2 作業受託者への審査結果の通知

統計の作成等を外部委託した場合も、受託者が作成した統計等について、申出書を受け付けた行政機関及び届出独立行政法人等が審査を行い、受託者に適否を通知するとともに、不適当と判断された場合、適当と判断されるまでくり返し統計の作成等の作業を要求。

## 第9 統計等の提供

### (1) 提供時期

原則として、申出を受け付けた際に見積もった日数。

### (2) 提供窓口

原則として、申出書を受けた行政機関及び届出独立行政法人等とし、統計の作成等を外部委託した場合、委託先から提供することも可とし、この場合、申出書を受けた行政機関及び届出独立行政法人等から申出者にその旨を通知。各行政機関及び届出独立行政法人等は、事務処理要綱に提供窓口を規定。

### (3) 提供手段

申出者は、電子媒体の書留等による送付、提供窓口における直接の受け渡し、オンラインによる送付から選択し、申出書に記載した方法により提供。オンラインにより送付する場合、パスワードを付与し保護。

## 第10 統計等の提供後の利用の制限

作成された統計等は、申出書に記載した利用目的の範囲内で利用することを明示。

## 第11 実績報告書の作成・提出

次の各項目に関する報告書を作成し、毎年 月までに総務省に提出。総務省は各行政機関の提出した実績報告書を取りまとめ、統計委員会に報告。

### (1) 申出書受付の状況

### (2) 審査結果状況

### (3) 申出への対応困難な事案件数と理由

### (4) 作成した統計等の提供状況

## 第12 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、平成21年 月 日から施行。

## 現在、各省が実施している集計結果表の秘匿処理の事例

各府省において実施している集計結果表の秘匿処理については、概ね下表のとおり。

調査対象	標本	全数
事業所等	<p>客体数が少ない場合、結果を非表示（“ x ”等に置換え）（賃金引上げ等の実態に関する調査等）</p> <p>その他、合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理（サービス業基本調査）</p> <p>客体数が3未満の場合、客体数は表章するが経営に係る項目は非表示（農林水産関係の統計全般）</p> <p>事業所数が一定数以下でかつ従業者数が一定数以下の場合非表示（屋外労働者職種別賃金調査等）</p> <p>労働者数を10人単位で表章（賃金構造基本調査）</p>	<p>客体数が少ない場合、結果を非表示（“ x ”等に置換え）</p> <p>合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理（工業統計調査、商業統計調査、学校教員統計調査等）</p>
世帯	<p>表章単位の丸め（1000世帯、万人等）（労働力調査、国民生活基礎調査等）</p>	<p>表章区分の統合（小地域集計（国勢調査））</p>